

この機関紙は、施設長用と職員回覧用の2部をお届けします。職員への回覧を忘れないようにしましょう。できるだけ職員に情報を提供し、サービスの向上を図りましょう。

第5号 平成8年('96年)9月25日

— 仮称 —

な い - ぶ

視情協通信 NA I I V

National Association of Institutions
of Information Service
for the Visually Handicapped

(発行) 〒550 大阪市西区江戸堀1-13-2 盲人情報文化センター内
全国点字図書館協議会事務局

(仮称 全国視覚障害者情報提供施設協議会)

TEL 06-441-0015 FAX 06-441-0039

発行責任者 川越利信

主 な 内 容

視覚障害者情報提供施設『運営基準』改訂に関して	1
『運営基準』改訂案(第2次案)	川越利信 2
DAISYの現況	河村宏 8
短信 五十嵐光雄さん、毎日福祉顕彰受賞	9
河村宏さん、ヘレンケラー・サリバン賞受賞	10

視覚障害者情報提供施設 『運営基準』改訂に関して

去る6月に開催された平成8年度日盲社協大会の点字図書館部会において、神奈川ライトセンター所長 小口継明氏と石川県視覚障害者福祉センター点字図書館館長 盛田義弘氏による、運営基準改訂案(第1次仮案)が提出されました。その後、去る7月13日の企画委員会を経て、小口氏、盛田氏よって更に修正され、部会長(川越)も加わり、第2次案が作成されました。

いうまでもありませんが、第2次案もたたき台であって、まだまだ不十分な案です。将来の情報提供施設のあり方に照らして、2次案で欠けている点は何か、ご指摘ください。来る10月の岡山大会に向けて、各施設で論議を深めてください。そして、さらに平成9年6月の日盲社協大会あたりでは完成度の高い案にもって行くことができれば幸いです。

なお、前号のアンケート集計報告にもありましたように、点字図書館部会の名称変更については、回答64施設中、54施設が賛成しているという実状を踏まえ、今後、本機関紙における「点字図書館」という表記は、問題性を明らかにして習慣性を築くために、原則的に「視覚障害者情報提供施設」（または、略して「情報提供施設」とします。
(川越利信)

『運営基準』改訂案(第2次案)

身体障害者福祉法第33条に基づく「視聴覚障害者情報提供施設」のうち、「点字図書館」に係る「設備及び運営基準」(以下「運営基準」という。)の改正案を以下の通り提案する。

平成8年9月24日

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会
点字図書館部会 部会長
全国点字図書館協議会 会長 川越利信

〔改訂の必要性〕

平成2年、身体障害者福祉法の改正により、法律上「点字図書館」等の名称は「視聴覚障害者情報提供施設」と変わり、「点字図書館」の名称は新たに制定された「運営基準」の中で、「視聴覚障害者情報提供施設」の1種別として残されることになった。

この「運営基準」は、昭和32年当時に定められたものだが、昭和60年には一度改正され、平成2年身体障害者福祉法第33条の改正の時点では、内容が殆ど変わらないまま今日に至っている。

昭和60年にこの基準が改正された時は、厚生省としては実情にあうよう検討されたことと思うが、改正前の身体障害者福祉法第33条の下では限界があり、かつ、平成2年に定められた現行の「運営基準」は、従前の内容とあまり変わらないため、実情にあわないところがそのまま残されてしまっている。

したがって、身体障害者福祉法第33条に基づき、情報提供施設にふさわしい運営ができるよう、視覚障害者情報提供施設の役割をも視野にいれて「運営基準」の抜本的な改正をされるよう強く働きかける必要がある。

〔要望に当たっての基本的姿勢〕

点字図書館のあり方については、以下の二つの考え方がある。

- (1) 図書の製作、貸出し等視覚障害者への情報提供のみを充実させていくべき。
- (2) 上記にとどまらず、中途視覚障害者への点字や情報機器等の指導、視覚障害者のための用具の販売、斡旋、各種相談業務等まで幅広く、いわゆる視覚障害者福祉センター的役割をも担うべき。

情報サービス部会は、整備充実にあたって、基本的かつ重要課題として、組織としてどのような方針で臨むか、早急に論議する必要がある。

ここでは(第2次案)、前記(1)を基本に、(2)の一部まで考えを広げてまとめた「素案」を、論議のために提示する。

〔要望事項・素案〕

以下、現行法(左側)と改正案(右側)を記載する。

現 行 法	改 正 案
第3章 視聴覚障害者情報提供施設 第1 種別 視聴覚障害者情報提供施設の種別は 点字図書館、点字出版施設及び聴覚障 害者情報提供施設とする。	第3章 視聴覚障害者情報提供施設 第1 種別 視聴覚障害者情報提供施設の種別は 視覚障害者情報提供施設、点字出版施 設及び聴覚障害者情報提供施設とする。

(改正項目) 「視聴覚障害者情報提供施設」のうちの、「種別」の名称「点字図書館」を、「視覚障害者情報提供施設」に改める。

(説明) 現在の「運営基準」上の正式名称は、「視聴覚障害者情報提供施設」の中の「点字図書館」であり、「視覚障害者情報提供施設」という言い方は、「運営基準」上の正式名称ではなく、慣行として事実上用いられている呼び方にすぎない。この点、「聴覚障害者情報提供施設」が「運営基準」上の正式名称であるのと異なる。従来の点字図書館の枠をこえて、視覚障害者に幅広く情報提供等を展開するために、「運営基準」の上でも「点字図書館」という限定的な名称を、「視覚障害者情報提供施設」という幅の広い名称に改める必要がある。爾後、「点字図書館」の名称は、例えば「盲人情報文化センター」、「ライトセンター」などと同様にそれぞれの施設の事情によって、必要があれば個別に用いるものとする。各地域、各施設の事情で、継続して「点字図書館」の名称を使用することも自由である。

<p>第2 点字図書館</p> <p>1 業務</p> <p>(1) 点字図書館は点字刊行物及び盲人用の録音物(以下「図書」という。)の貸出及び閲覧事業を主たる業務とし、あわせて点訳・朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業を行うものであること。</p> <p>(2) 関係行政機関及び障害者団体等と協力し視覚障害者の文化、レクリエーション活動等を援助するとともに、その推進に努めること。</p>	<p>第2 視覚障害者情報提供施設</p> <p>1 業務(注1)</p> <p>視覚障害者情報提供施設は、点字刊行物、視覚障害者用の録音(有声)物ならびに<u>拡大図書</u>(注2)(以下「図書」という。)、各種資料の他、主として地域に密着した視覚障害者の生活全般に関わる情報等を提供し、視覚障害者の生活文化の向上と社会参加の促進に資するため、概ね(注3)次の業務を行う。</p> <p>(1) 点字・録音(有声)・拡大図書等の整備(製作を含む。)(注4)事業</p> <p>(2) 図書等の閲覧および貸出事業(注5)</p> <p>(3) プライベート・サービス、レファレンス・サービス事業(注5)</p> <p>(4) 点訳・音声訳(注6)・拡大写本等(注7)のボランティア養成および指導事業</p> <p>(5) 読書の奨励および相談事業</p> <p>(6) 学習(注8)および文化・レクリエーション活動への支援事業</p> <p>(7) 視覚障害者用の情報機器等利用促進事業(注9)</p>
---	---

- (注1) 業務の範囲を拡大するには運営基準の改正だけに止まらず、法律の改正まで必要になることも考えられるので注意を要する。
- (注2) 大活字本の出版拡充を前提にロービジョン対応の業務を考えるべきとの意見を踏まえ、点字刊行物と録音物に並列して拡大図書を位置づけた。
- (注3) 施設によっては全ての業務を実施することは、事実上、不可能なところも当然あり得るので、努力目標の意味で「概ね」としてみた。
- (注4) 「製作事業」は、現行の「運営基準」には何も入っていないので入れた。
- (注5) 「図書(点字刊行物及び盲人用の録音物)の貸出と閲覧事業」は、現行の運営基準でもあるが、各種資料、情報類を広くとらえるため、表現を変えるとともに、プライベートサービスを明記した。
- (注6) 現行の運営基準で「朗読」とあるものを「レコーディング・マニュアル」に基づき、「音声訳」と変えた。
- (注7) (注2)に対応する形で、ボランティア育成等の面でも取り上げた。なお、ボランティアの行うことは一人一人の事情に合わせた拡大写本が主体であるため、表現も「拡大写本」とした。
- (注8) 前回の案にあった「中途視覚障害者に対する点字指導」は、この中でとらえればよい。
- (注9) 前回の案にあった「視覚障害者用の各種情報機器等に係る情報の提供及び指導、訓練と斡旋」は、これで包括的にとらえればよい。

<p>2 管理運営</p> <p>(1) <u>点字図書館</u>は<u>図書</u>を<u>7,000冊</u>以上備え、<u>教養、娯楽、学術の諸部門</u>を網羅し、かつ、常に新刊書を整備するように努め、<u>図書の閲覧貸出</u>に関し出納を明確にすること。</p> <p>(2) <u>他の点字図書館及び盲人福祉施設</u>に付属する<u>点字図書室等</u>と緊密に協力し、<u>図書の相互貸借</u>を行い、<u>公共図書館</u>（<u>図書館法</u>(昭和25年法律第118号)第2条にいう図書館)等の協力を得て<u>視覚障害者の読書範囲の拡充</u>を図るとともに、<u>図書館資料の利用のための相談</u>に応じ<u>読書の指導及び奨励</u>に努め<u>図書目録の配布等</u>により最も効率的な利用に努めること。</p>	<p>2 管理運営</p> <p>(1) <u>視覚障害者情報提供施設</u>は<u>図書</u>を<u>5,000冊</u>以上備え、<u>教養、娯楽、雑誌等逐次刊行物</u>、<u>学術の諸部門</u>を網羅し、かつ、常に新刊書を整備するように努め<u>図書の閲覧貸出</u>に関し出納を明確にすること。</p> <p>(2) <u>他の視覚障害者情報提供施設及び視覚障害者福祉施設</u>に付属する<u>点字図書室等</u>と緊密に協力し、<u>図書の相互貸借</u>を行い、<u>公共図書館</u>（<u>図書館法</u>(昭和25年法律第118号)第2条にいう図書館)等の協力を得て<u>視覚障害者の読書範囲の拡充</u>を図るとともに、<u>図書館資料の利用のための相談</u>に応じ<u>読書の指導及び奨励</u>に努め<u>図書目録の配布等</u>により最も効率的な利用に努めること。</p>
--	--

<p>3 設備</p> <p>(1) <u>点字図書館</u>に必要な設備は、<u>おおむね次のとおり</u>とすること。なお<u>書庫の防火、耐火設備</u>に留意すること</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 事務室</td> <td>イ 閲覧室</td> </tr> <tr> <td>ウ 録音室</td> <td>エ <u>プリント室</u></td> </tr> <tr> <td>オ 聴読室</td> <td>カ 発送室</td> </tr> <tr> <td>キ 書庫</td> <td>ク 相談室</td> </tr> <tr> <td>ケ 研修室</td> <td>コ 消火及び警報設備</td> </tr> </table> <p>(2) <u>点字図書館</u>には、<u>図書の貸出及び閲覧等</u>に必要な<u>事業用機材器具</u>を備えること。</p>	ア 事務室	イ 閲覧室	ウ 録音室	エ <u>プリント室</u>	オ 聴読室	カ 発送室	キ 書庫	ク 相談室	ケ 研修室	コ 消火及び警報設備	<p>3 設備</p> <p>(1) <u>視覚障害者情報提供施設</u>は、<u>1,056㎡(320坪)</u>以上の有効面積を有するものとし、<u>おおむね次のとおり</u>とすること。なお、<u>書庫の防火、耐火設備</u>に留意のこと。</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 事務室</td> <td>イ 閲覧室</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>点字製作室</u></td> <td>エ <u>録音製作室</u></td> </tr> <tr> <td>オ 聴読室</td> <td>カ 発送室</td> </tr> <tr> <td>キ 書庫</td> <td>ク 相談室</td> </tr> <tr> <td>ケ 研修室</td> <td>コ <u>ネットワーク室</u></td> </tr> <tr> <td>サ <u>ボランティア室</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シ 消火及び警報設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス <u>地域防災対策室</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) <u>視覚障害者情報提供施設</u>には、<u>広域ネットワーク</u>を有効に活かしつつ、<u>各地域の情報提供施設</u>として機能するために必要な、<u>また、視覚障害者を中心とした地域防災対策</u>が可能な<u>事業用機材器具</u>を備えること。</p>	ア 事務室	イ 閲覧室	ウ <u>点字製作室</u>	エ <u>録音製作室</u>	オ 聴読室	カ 発送室	キ 書庫	ク 相談室	ケ 研修室	コ <u>ネットワーク室</u>	サ <u>ボランティア室</u>		シ 消火及び警報設備		ス <u>地域防災対策室</u>	
ア 事務室	イ 閲覧室																										
ウ 録音室	エ <u>プリント室</u>																										
オ 聴読室	カ 発送室																										
キ 書庫	ク 相談室																										
ケ 研修室	コ 消火及び警報設備																										
ア 事務室	イ 閲覧室																										
ウ <u>点字製作室</u>	エ <u>録音製作室</u>																										
オ 聴読室	カ 発送室																										
キ 書庫	ク 相談室																										
ケ 研修室	コ <u>ネットワーク室</u>																										
サ <u>ボランティア室</u>																											
シ 消火及び警報設備																											
ス <u>地域防災対策室</u>																											

(説明) 情報提供施設・情報センターとして役割する設備の追加。さらに、助成金の算定の基礎とするために建物の必要面積を増加した。また、高度情報社会の中にあつて、情報ネットワーク(てんやく広場はもとより、各種ネットワークとのネットワーク、インターネットのことも考えた)設備も加えた。

<p>4 職員</p> <p>(1) 点字図書館には、次の職員置くものとする。</p> <p>ただし、管理運営に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる</p> <p>ア 館長 イ 司書 ウ 点字指導員 エ 貸出閲覧員 オ 校正員</p> <p>(2) 館長は、次の各号の一つに該当する者でなければならないこと。</p> <p>ア 図書館法第4条に規定する司書として<u>3年以上</u>勤務した者 イ 社会福祉事業に<u>5年以上</u>従事した者 ウ 前2号に掲げる者のほか、<u>館長</u>として必要な学識経験を有する者</p> <p>(3) 司書は、図書館法第5条に定める資格を有する者を原則とするが、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。</p> <p>(4) <u>点字指導員、貸出閲覧員及び校正員</u>は、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識経験を有する者でなければならないこと。</p>	<p>4 職員</p> <p>(1) <u>視覚障害者情報提供施設</u>には、次の職員を置くものとする。</p> <p>ただし、管理運営に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>ア <u>施設長</u> イ <u>主事</u> ウ 司書 エ 貸出閲覧員 オ <u>情報処理員</u> カ <u>点訳指導員</u> キ 点字製作員 ク <u>音声訳指導員</u> ケ <u>録音編集員</u> コ <u>弱視者専門員</u> サ <u>相談員</u></p> <p>(2) <u>施設長</u>は、「<u>視覚障害者情報提供施設</u>」<u>施設長研修課程</u>を修了した者のうち、次の各号の一つに該当する者でなければならないこと。</p> <p>ア 図書館法第4条に規定する司書として<u>10年以上</u>勤務した者 イ 社会福祉事業に<u>8年以上</u>従事した者 ウ 前2号に掲げる者のほか、<u>施設長</u>として必要な学識経験を有する者</p> <p>(3) 職員は、「<u>視覚障害者福祉施設従事者研修</u>」(以下、<u>従事者研修</u>という。)課程を修了した者であること。</p> <p>ア 司書は、図書館法第5条に定める資格を有する者を原則とするが、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。</p> <p>イ 点訳指導員、音声訳指導員は、「<u>点訳指導員資格認定講習会</u>」、「<u>音訳指導員資格認定講習会</u>」を終了した者であること。</p>
--	--

	<p>ウ <u>点字製作員、録音編集員、弱視者専門員、相談員は、従事者研修の各係員研修課程を修了した者のうち、それぞれの専門的業務に関し相当の知識経験を有する者でなければならないこと。</u></p>
--	--

- (説明) (1) について：高度情報化社会の中で、情報提供施設として機能するための人員とした。呼称については、事業内容とともに検討を要する。
- (2) について：現情報提供施設(点字図書館)の問題の一つは、施設長人事のあり方にある。これを改める方策の提案とした。
- (3) について：職員は日盲社協が主催する「視覚障害者施設従事者研修」課程を修了したものとする。さらに点訳指導員、並びに音声訳指導員は日盲社協並びに全国点字図書館協議会が主催する「点訳指導員資格認定講習会」並びに「音声訳指導員資格認定講習会」を終了した者とする。その他の担当についても、研修制度を設け、専門職にふさわしい実態を作るための提案とした。

<p>5 閲覧料等</p> <p>(1) 閲覧料</p> <p>ア 公立の<u>点字図書館</u>については、無料としなければならないこと。</p> <p>イ その他の<u>点字図書館</u>については原則として無料とするが、やむを得ない場合は最少限度の実費を徴収することができること。</p> <p>(2) 郵送料</p> <p>郵便法(昭和22年法律第165号)第26条第1項第3号に規定する<u>盲人</u>の福祉を増進することを目的とする施設の指定を受け、利用者の負担の軽減を図ること。</p> <p>なお、これによりがたい場合は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 公立の<u>点字図書館</u>が図書を郵送貸出する場合における発送料金は、<u>点字図書館</u>の負担とし、返送料金は貸し出しを受ける者の負担とすること。</p>	<p>5 閲覧料等</p> <p>(1) 閲覧料</p> <p>ア 公立の<u>視覚障害者情報提供施設</u>については、無料としなければならないこと。</p> <p>イ その他の<u>視覚障害者情報提供施設</u>については、原則として無料とするが、やむを得ない場合は最少限度の実費を徴収することができること。</p> <p>(2) 郵送料</p> <p>郵便法(昭和22年法律第165号)第26条第1項第3号に規定する<u>視覚障害者</u>の福祉を増進することを目的とする施設の指定を受け、<u>弱視者用拡大図書</u>を含めて、利用者の負担の軽減を図ること</p> <p>なお、これによりがたい場合は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 公立の<u>視覚障害者情報提供施設</u>が図書を郵送貸出する場合における発送料金は、<u>視覚障害者情報提供施設</u>の負担とし返送料金は貸し出しを受ける者の負担とすること。</p>
---	---

<p>イ その他の点字図書館については、原則として公立の点字図書館の場合と同様とするが、やむを得ない場合は発送料金を徴収して差し支えないこと。</p>	<p>イ その他の視覚障害者情報提供施設については、原則として公立の視覚障害者情報提供施設の場合と同様とするが、やむを得ない場合は発送料金を徴収して差し支えないこと。</p> <p>(3) 通信料</p> <p><u>オンライン・ネットワーク・システム等により情報を得る際の電話回線等の通信料は、公立、私立の区別なく、情報提供施設の負担とし、情報発信については利用者の負担とする。</u></p>
---	--

- (説明) (2) について：弱視者用拡大図書を視覚障害者用郵便物の扱いに入れる必要がある。弱視者は100万人いるといわれている。
- (3) について：新たに加えた項目。将来の情報提供施設は、相当高額な通信料が必要になるものと見込まれる。したがって対策が必要。

— 運営基準について、意見、提案をお寄せください。 —

DAISYの現況

録音委員会 DAISY担当 河村 宏

1. 録音製作ソフトウェアの改良

大幅改良を加えたバージョン0.99を10月9日までにスウェーデンに出張して日本語化する予定。極力幅広く配布できるようにスウェーデン国立録音点字図書館と折衝中。講習会やデモ用実用機の設置など実際に触れて評価する機会を広く提供する事業を来年度には実施したい。

2. 再生ソフトウェア(DOS version)

現在入手可能なウィンドウズ版の他に、音声合成装置あるいはピン・ディスプレイを活用しやすいDOS版をスウェーデンで開発中。今年中には完成予定。日本語化したいが別途開発費が必要。

3 . Plectalk

バージョン 4 が完成し、引き続き評価試験用機の大詰めに入っている。

4 . コンソーシアム

北京のIFLA大会中にスウェーデン、イギリス、オランダ、日本の代表者で会議を持ち、10月11-13日に執行委員会をイギリスで開催することを合意。同時に、来年度より3年間の長期計画でDAISYの継続した開発を図ることも合意した。開発項目の優先順位が決まる会議なので、意見のある方はそれまでに河村にご意見をお寄せいただきたい。

(Tel: 03-3309-6651, FAX: 03-3305-4994, e-mail: hkawa@ibm.net)

5 . 国際評価試験

順調に輪を広げ、30ヶ国を越える見込みとなつてうれしい悲鳴。

6 . WBUトロント大会・CNIB技術委員会

CNIB技術委員会では、デジタル音声情報システムの現在の到達点が様々な角度から検討した結果としてCNIBはDAISYコンソーシアムに加入を申請した。

WBUは、国際標準化の重要性を訴え、標準化プロセスへの参加を決議した。

7 . IFLA北京大会

DAISYとPlectalkのワークショップが持たれ、盲人図書館セクションの次の常任委員会は国際評価試験の中間報告会議に合わせて、1997年3月6-7日に開催することを決めた。この会議では国際標準の草案づくりが議題となる。最終決定は来年8月のIFLAコペンハーゲン大会。

8 . 今後の日程

1996. 10.11-13	DAISYコンソーシアム会議
10.24-26	全国点字図書館協議会大会(岡山)
1997. 3. 4-5	国際評価試験中間総括(日本)
3. 6-7	IFLA盲人図書館セクション常任委員会(京都)
6.10-13(?)	国際評価試験総括会議(日本)
8.25-9.3	IFLA大会(コペンハーゲン)
9月	オランダ盲人図書館(ハーグ)新システム予算執行開始
12月	デンマーク盲人図書館デジタル化開始

~~~~~ 短 信 ~~~~~

#### 《 五十嵐光雄リハビリ部長、毎日福祉顕彰受賞 》

日盲社協リハビリテーション部長の五十嵐光雄氏(63歳)が、第26回毎日福祉顕彰を受賞されました。氏は小学校時代に失明し、国立教員養成大学を卒

業後、盲学校教諭として理療教育に尽力されました。また、視覚障害者の雇用を進めるため、「視覚障害者の雇用を進める会」を組織し、視覚障害者の公務員採用や中途視覚障害者の職場復帰などに貢献されました。この間、障害者と地域住民がふれあう「さがみライトサロン」、「神奈川ワークショップ」等を開設、ボランティア養成のための「光友会ボランティアスクール」も継続的に開催されています。湘南希望の郷施設長就任以来、神奈川県身体障害者施設協会、神奈川県社会福祉協議会、全国身体障害者療護施設協議会、国際障害者年推進協議会等の団体役員の任につき、全国レベルでの障害者福祉の向上に貢献されています。

《 河村宏さん、ヘレンケラー・サリバン賞受賞 》

河村宏さんが、第3回ヘレンケラー・サリバン賞を受賞されました。河村さんは、東京大学附属図書館に勤務されており、視覚障害者とのつきあいは20年にもなります。主に情報サービスに関することで関わりが深く、殊に、次世代録音図書システム(DAISY)の研究と国際標準化の促進に関しては、理念から具体的な技術に至るまで、ほぼ全面的に河村さんのおかげです。最近では、日盲社協の企画委員、点字図書館部会の録音委員会DAISY担当、機械化委員会委員長などでもご尽力いただいています。ヘレンケラー・サリバン賞に最もふさわしい人です。

————— カレンダー —————

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 9月14日(土)・15日(日)   | 録音委員会(東京)                |
| 9月28日(土)          | 日盲社協企画委員会・理事会(東京)        |
| 9月30日(月)・10月1日(火) | 機械化委員会(東京)               |
| 10月4日(金)          | デジタル音声情報システム促進委員会(東京)    |
| 10月5日(土)・6日(日)    | 企画委員会(名古屋)               |
| 10月21日(月)         | 名古屋ライトハウス創立50周年記念式典(名古屋) |
| 10月24日(木)・25日(金)  | 第22回全国点字図書館大会(岡山)        |

**編集後記** 前号(第4号)の河野康徳氏の講演記録は好評で、点字図書館界の閉鎖性と怠慢ぶりが浮き彫りになり、同時に部会名称変更や「運営基準」改訂の必要性を理解していただくのに有効だったようです。さて、多忙というよりも私の能力の低さから機関紙NAIIVの編集作業が思うように進みません。日盲社協部会再編、アンケート質疑への回答、委員会活動状況などは、残念ながら今回は扱えませんでした。部会規約、協議会会則も、岡山大会までには修正案をお届けしたいと希望しているのですが・・・秋です。お酒がおいしい季節になりました。五十嵐光雄さんと河村宏さんの受賞を祝って、輸入松茸で(お金のある方は国産松茸でどうぞ)、乾杯!